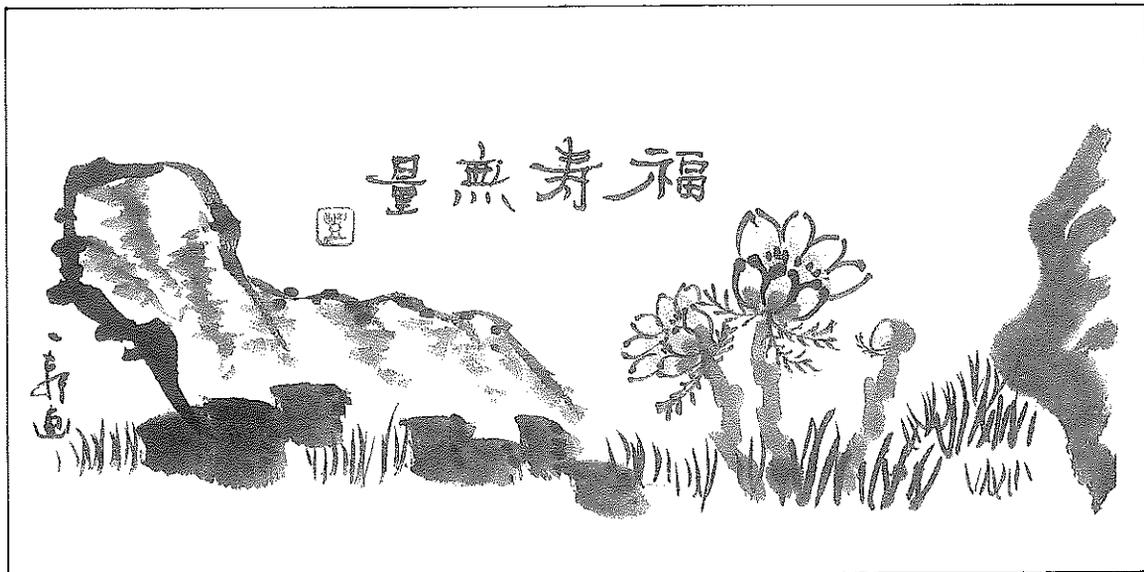


# 行政ほっかいどう

1992.3



「福寿草はかりなし」 十勝支部会員・久我豊治

## 目次

行政手続法研修会	2	<お知らせ・お願い>	
行政書士のための行政手続法(1)(米倉 博)	2	・平成3年度行政書士試験結果	20
公正・透明な行政手続法の早期制定に 向けて(板垣俊夫)	4	・会費納入についてお願い	20
始めての女性支部長を訪ねて	6	・平成3年の業務に係る年計報告の提出に ついて	20
<業務資料>		・総会日程について	20
・建設業許可申請書等への記名押印について	7	・本会の主要行事	21
・借地借家法の改正について	9	・支部のうごき	21
・労働保険料の改訂について	10	・平成2年年計報告の分析結果	23
・育児休業等に関する法律について	13	・政連だより	28
・〔事例研究〕会社設立と現物出資の証明 費用(坂下 尊)	14	・編集後記	28
・新・商法(会社法)(橋本雄一)	15		

# 行政手続法研修会

〈公正・透明な行政手続法の早期制定に向けて〉



宇賀講師

本会においては、「行政手続法調査研究委員会」を設置して鋭意この問題に取り組んで参りました。

この度、要綱案が、内閣総理大臣へ提出された機会に、総務庁北海道管区行政監察局のご配慮により「公正、透明な行政手続部会」小委員会のメンバーである東京大学宇賀克也助教授を招へいして、次により研修会を開催しました。

この行政手続法の早期制定に向けて行政書士として如何に行動するか大いに関心あるだけに拝聴した会員の熱意が感じられました。

## 記

- 1 日 時 平成4年2月7日  
午後1時から午後4時まで
- 2 場 所 北農健保会館3F会議室
- 3 講 師

宇賀 克也（東京大学法学部  
助教授）

楠見 基（総務庁北海道管区行政監察局第1部長）

## 4 講演内容（宇賀先生）

- ① 行政手続法要綱案取まとめの基本的な考え方
  - ② 行政手続法要綱案の概要と解説
- 5 参加者 本会関係役員、支部長及び支部役員等 68名

（注）研修内容の詳細については、会報別冊により報告する予定です。



## 行政書士のための行政手続法(1)

副会長 米 倉 博

『行政手続法』という統一的法律は、日本ではまだ制定されていない。

ここで統一的和といったのは、現行の個別法において不利益処分を行おうとする場合に事前の手続が規定されているものがあるからである。その規定が国民に対して充分な手続保障がなされているか否かが問題となるところであり、全く規定のないものもある。ここでは、「不利益処分」とか「事

前手続」とかいう用語やその内容については、具体的な事例について述べるときに譲ることにします。

「行政」とか「手続」とかいう用語は、よく聞き慣れてはいるが、法律上で使用されるとなると、日常交わされる会話の意味と異なる場合があって、それがあまりにも専門的であるがため理解し難いものである。

広辞苑によると「手続」とは、事を行う順序次第、物事の経過。

「手続法」とは、実体法の運用上の手続、殊に権利義務の実質的内容を実現するについて国家機関が関与する方法、形式を定めた法。と説明している。この説明は、必ずしも分かりやすいとは、いえないが、難解極まるものでもない。そこで、行政法学の先生は「手続」という用語をどのように説明されているか見てみることにしよう。少し長くなるが、我慢して付きあってほしい。

『日常用語としての「手続」とは、一般にある事柄を実現していくために経なければならない順序とか手順のことを意味する。たとえば、日本社会の伝統においては、ある集団の中で構成員の合意を取りつけていくためには、多くの場合「根まわし」と呼ばれる微妙な手続を経る必要があることはよく知られているとおりである。このような見方からすれば、公権力の行使に関わりがあるか否かを問わず、人間社会の活動はすべて「手続」に満ちているということができよう。もちろん法律学においては、このような広い意味での事実的手順のすべてが「手続」として有意義とされるわけではない。しかしここでまず確認しておくべきことは、人間の活動において実現すべき目的・課題の内容（実体）と、そのために経るべき手順（手続）とを区別する視点の重要性である。このことはすべての法律学にとって共通にいえることであるが、とりわけ行政法学においては明確に意識しておくことが大事である。何故ならば、民法や刑事法では、実体法（民法、刑法）と手続法（民事訴訟法、刑事訴訟法）が、法典の上でも学問分野の上でもきわめて明瞭に区別しているのに対し、伝統的な（大陸法系の）行政法学においては、行政訴訟法を除けば、特に行政処分手続に関する一般法を形成せぬまま、行政実体法も行政手続法も一体的に取り扱ってきたという事情があるからである。しかしながら行政が法律に基づいて公権力を行使するという場面においては、行政が国民との関係において一方的（裁判外的に）権利義務関係を形成することが認められているわ

けであり、したがってその手続的なしくみは本質的に訴訟法に基づく司法権力の行使手続、つまり裁判手続と類似のものと考えられてよいはずなのである。そうだとすれば公権力行使を中心とする行政権の全般にわたって、裁判手続をモデルとした公正な手続法的規律が本来成り立ってよいはずであり、そのような一般的法理の確立こそが、行政の実体法的規律とは区別された行政の手続法的規律の独自の存在意義ということになるのであろう。』（新版行政法(2)行政手続・行政争訟 磯部力執筆4、5頁 有斐閣双書）

蛇足ではあるが「手続法」とは何かということ、私のような法律の素人が、日常の言葉で説明すると、たとえば、ある許可について申請しようとするとき、その許可の条件（要件）が書かれている法律があるわけです（実体法）そして、この条件にあてはまっていれば、その許可を貰うことができることになるわけです。しかしただ条件が整っているからといって役所から許可書が自動的に送付されてくることはありません。（実質的内容がまだ実現しない）いうまでもなく、申請書を作って役所に届けて役所はその法律が求める許可の条件が整っているかどうか審査（形式要件や事実について）し、OKであれば許可書を貰うことができるわけです。（実体としての権利が実現したわけです）この申請書を役所に届けてから許可書が申請者の手元に入るまでの間にその許可の申請について、役所がいろいろな作業（判断も含め）を行うわけですが、これを手続（手続法）といいます。現行法では、不利益処分については手続の規定があるものもありますが、ほとんどといっていいほど、この作業（手続）について規定はなく、この作業（手続）は役所の自由な考えで行われている場合が多いのです、ひどいものになると役所の自由な考えを許さない法律であっても自由な考えで処理するものも現実にあります。（自由とは全てがという意味ではありません、お分かりだと思います）これでは国民からすると大げさないうと何をされるか分からないといえるかもしれません。さきほどの許可申請でいえば形式要件や

その内容の事実が法令に合致していても、難くせをつけられたり否定されたりするかも知れない。このように何をされるか分からないということは不透明であるから起りうるということになります。

したがって、手続法を制定して役所の作業（手続）が国民に見えるようにしよう、そうすれば申請前から許可されるか否かが分かることになります。すなわち、役所の作業（手続）を透明にすることによって国民の権利や利益を守ろうとするものです。

「手続」という用語の説明から更に入って先生の手続法の必要性にまで及んでしまったが、これで広辞苑が説明する「手続法」の意味するものすなわち、「殊に権利義務の実質的内容を実現するについて国家機関が関与する方法」の概念を把握することができたと思います。

冒頭、「行政手続法」という法律は、日本においてはまだ制定されていないと述べたが、諸外国での行政手続法は、アメリカをはじめとする先進諸外国において、それぞれの国情に応じた行政手続法が整備されている。その数は知らない。

わが国において、今だその制定がなされていないが、識者のあいだでは、その制定の必要性につ

いては、かねてより認識されていた。

これが、具体的な形として世にでたのは、第1次臨調第3専門部会報告として、いわゆる「橋本草案」が昭和39年に公表されている。

次いで昭和55年当時の行政管理庁に行政手続法研究会（座長雄川一郎教授）が設置され昭和58年に「行政手続法要綱案」（第1次）を発表した。また昭和60年に総務庁に行政手続法研究会（座長塩野宏教授）が設置され平成元年に中間報告として「行政手続法要綱案」（第2次）が公表された。そして、平成2年の第3次臨時行政改革審議会に「公正・透明な行政手続部会」が設置され平成3年1月21日の第1回の部会審議から始まり第26回の審議を経て平成3年11月に3部構成からなる最終案を作成して、審議会長に提出され、それが無修正のまま内閣総理大臣に提出されたのである。

この間、手続部会には小委員会を設置して要綱案の検討がなされた。そして、平成3年7月には、手続部会の第1次要綱案が公表され、わが会は、この第1次要綱案に対して意見書を提出したのである。（次号につづく）

## 公正・透明な行政手続法の早期制定に向けて

北海道行政書士会行政手続法調査委員会

委員板垣俊夫

日本行政書士連合会（以下単に「日行連」という。）は、先に第3次行革審（臨時行政改革推進審議会）の公正・透明な行政手続部会が取りまとめた「行政手続法要綱案」（以下単に「要綱案」という。）について、平成3年10月2日公正・透明な行政手続部会長宛に「意見書」を提出しましたが、平成3年11月29日本要綱案が臨時行政推進審議会（以下単に「審議会」という。）へ提出された。審議会では、「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」（案）として審議が行われ、平成3年12月12日に同答申が決定されて、同日内

閣総理大臣に提出されました。現在は、内閣法制局において同答申が検討され、整備が進められているようであります。

北海道行政書士会では、行政手続法調査研究委員会を設置し、業務の経験を通して、許認可等の申請を行政庁の窓口において提出する際、担当官により恣意的な指導がなされていないかどうかを調査し、その事実を基に要綱案の検討に入り、その結果を取りまとめて平成3年9月に、臨時行政改革推進審議会公正・透明な行政手続部会「行政手続要綱案（第1次部会案）」に対する意見書と

して、日行連に提出した訳であります。

このような経緯をふまえ、北海道行政書士会は、行政手続法要綱案とはどのようなものか、何を目的として法制定が行われようとしているのかを、北海道行政書士会会報、札幌支部会報に掲載し、会員諸氏に知っていただきたく、その努力を重ねてまいりました。北海道行政書士会には、14の支部が存在し、支部長さんには率先して行政手続法の勉強をしていただき、更に支部会員の皆様へ御教示していただいております。

この度、要綱案が内閣総理大臣へ提出された機会をとらえて、この行政手続法が、早期に制定されることを願い、平成4年2月7日「公正・透明な行政手続部会」小委員会のメンバーであられる宇賀克也東京大学助教授に「行政手続法について」と題して、「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」(以下単に「答申」という。)を基調に講演をしていただきました。本講演の内容につきましても、後日テープの起稿ができ次第掲載させていただくことと致しまして、この答申は3つの基本的構成をなしております。その第1は、行政手続法要綱案取りまとめの基本的考え方、第2に、行政手続法要綱案、第3に、行政手続法要綱案の解説から成り立っています。もっとも基本的な部分である第2の行政手続要綱案の内容は、第1章総則、第2章申請に対する処分、第3章不利益処分、第4章行政指導、第5章その他の手続、第6章補則から構成されています。

このような答申に盛り込まれた行政手続法は、行政法の一般法として、網の目が大きいとしても、とにかく公正・透明な行政手続なる法律を制定し、国民の権利・利益に寄与する行政を確立しなければなりません。それは私達行政書士の務めであろうかと思えます。

長年行政手続法は、紆余曲折を経て、今、まさに法制定がなされようとしています。私達行政書士にとっても日行連がこの要綱案について、意見書を総務庁へ提出した事で、間接的ながら行政手続法にかかわることができた事は、非常に大きな成果を上げることができたのではないのでしょうか。

今後この答申が法律として成立するためには、国会の議決が必要となる訳ですが、日行連としてこの行政手続法の早期制定に向けて、どのような行動を展開して行くのかの指針が未だ見うけられません。もし意見書を出して事足りると思っているのであれば、残念でなりません。行政手続法は、私達の業務における根拠規定となる法律であり、法律ができるまで幅広く運動を推進して行く必要性があるものと思います。その方法論としましては、1に日本行政書士政治連盟の議員の先生方に、法制定の為の根回しをしていただくことが、最善の道かと思慮するものであります。2つには、国民の意識に訴える道を模索すべきであろうと思います。行政手続、特に事前手続は行政手続の相手方となる国民の権利、利益を擁護するための法律となるものですから、国民に知らしめる義務が、私達に課されていると言っても過言ではないでしょう。キャンペーンを張る事を考えてみたらどうでしょうか。

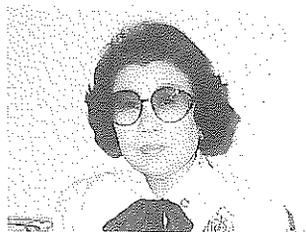
行政手続法が法律となった場合、(現在の答申と変わらない意味において)行政庁は、申請に対する処分について審査基準を定めなければならない(答申第4の1項)とし、その審査基準は、具体的である(同第4の2項)ことが要求されています。これは審査の担当官が変わると審査基準も変わるという事であれば、不公平・不透明で何等現状と変わる処がないと言う事になりかねないので、明確に審査基準を定めることとし、更にその定めた審査基準を公表しなければならないものとなりました。(同第4の3項)審査基準が公表されることにより、予じめ申請の拒否が判断できることになり、行政庁との事後紛争も減少し、裁判所へ移行する抑止力ともなりましょう。又行政の秘密主義、専断主義をすべて排斥することはできないとしても、その扉を開け中を伺い知る事ができることは、国民の権利・利益を守る第一歩となることは間違いないでしょう。

この事により、申請者である国民と、行政庁とのトラブルも減少すると思われませんが、トラブルを未然に防ぐ意味において、行政手続法にかか

わっておられる日行連の行政書士制度研究委員会の担当委員の方々には、行政庁が、審査基準を設定し公表したものを、国民向けにマニュアル化を図り、国民の利益に資するため、頒布すべきであろうと思います。又私達の業務上の問題としても、マニュアルを作成し、行政書士の資質の向上及び業務範囲の拡大を考慮して行く必要性があらうと

思うものです。

雑駁な意見を申し述べましたが、日行連におかれては、行政手続法が法案として国会の審議に諮られ、決議されて正式な法律となるよう、できる限りの努力を傾注していただくことを再度念願して、私の意見とさせていただきます。



## 初めての女性支部長を訪ねて

〈玉木 茜小牧支部長〉

平成4年2月22日訪問

(インタビュアー) 本日はお忙しい最中、無理に願って先生の事務所にて、いろいろなお話をうかがいたくお邪魔致しました。宜しくお願い申し上げます。さて、先生は平成3年6月に苦小牧支部長に就任されて約9ヶ月間ご苦労されておられますが抱負は如何でしょうか。

(玉木先生) 会員の皆様の協力と理事の先生方の情熱で支部がよりよい方向へと進展していると実感しておりますし理事会は非常に活気があり皆が意見を出し皆で考えてゆくという望ましい展開です。

(インタビュアー) 支部の活動についてお聞かせ下さい。

(玉木先生) 行政書士が職業として魅力ある仕事である事を認識されて、片手間ではない行政書士業務を確立したいと考えて積極的に広報活動に取り組んでおります。

例えば地元紙の「苦小牧民報」も2回ほど行政書士についてとり上げ、記事として掲載していただきましたし市民にも認知してもらおうとひらいた相談室開催でも予想以上の反響があり次年度以降のはずみになる確信が持てました。又、苦小牧のシンボルストリート

に行政書士会の業務広告板を立てましたが多くの人々に注目してもらうようになればと考えております。

(インタビュアー) 会員が比較的に小規模な中で活発な活動がなされていることが先生のお話の中でうかがえました。さて、少し個人的なお話をうかがえたらと思いますが女性と仕事特に行政書士という職業は如何でしょうか。

(玉木先生) 女性が家庭や育児だけでなく自分を磨いてゆく自分を活かしてゆくには誇れる仕事を持つことも一つの方法だと思いますし行政書士は広い分野の中から自分にあった仕事を見つけることが容易という点で女性にも積極的に参入してやってゆける仕事ではないかと考えております。

(インタビュアー) 先生は国際ソロプチミストなどの奉仕団体でも活躍されておられますし我々後輩にも本当に目標となる「生き方」をされている事に感銘を覚えました。

健康に留意されてより一層のご活躍をお祈り申し上げます。本日はありがとうございます。

(会報編集委員 河上 隆)

## ■ 日本行政書士会からの通知 ■

日行連発 第679号

平成3年12月18日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会会長 眞 達 格  
農林建設部部長 井 谷 桂

### 建設業許可申請書等への 記名押印について

みだしのことについて、平成3年11月29日、建設省建設経済局建設業課風岡典之課長を訪問し、建設業許可申請等の末尾に行政書士の記名押印欄の設置方の要望を行いました。それに対し、建設省側からは「この欄を設けるためだけで省令を改正することは出来ない。しかし、現在でも《別添資料①のように》記名押印している多数の行政書士もおられ、それについては建設省としても今まで異義を申したことはない。今後も、行政書士法施行規則に則り、記名押印されているものについては、異義を唱えるつもりはない。知事許可申請のものについても、今後県から照会があれば、行政書士会とよく話し合って処理するように指導していきたい。」との回答をいただきました。

このように、建設業許可申請書等への記名押印については、建設省の理解を得ることが出来ましたので、各単位会におかれましては、都道府県の関係窓口担当者とはよく話し合いを行ない、建設業申請業務の円滑な運営化を図っていただきますよう連絡いたします。

なお、連合会としては、今後も記名押印欄の設置方についての要望をしまいたいと考えておりますので、都道府県窓口担当者との交渉にあたっては、行政書士法施行規則第9条《別添資料②参照》を基本にして実施されるようお願いいたします。

注 昭和62年9月25日付会報第162号で通知しています。



資 料 2

7 cm

本 書 類 作 成 ・ 提 出 手 続 代 行 者				
行 政 書 士	○	○	○	○
電 話		( )		職 印
作 成 年 月 日	平 成	年	月	日

2 cm

**行政書士法施行規則**

(書類の作成)

第9条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2. 行政書士は、依頼人の依頼しない書類を作成して報酬を受け、又はみだりに書類の枚数をを増加して報酬の増加をはかるような行為をしてはならない。
3. 行政書士は、書類の作成に当っては、良質の用紙を使用し、平易簡明な文章で、字画を明確に記載しなければならない。
4. 行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、記名して職印を押さなければならない。

■ 借地借家法の改正について ■

(平成4年8月1日施行)

政 令

借地借家法の施行期日を定める政令をここに公布する。

内閣は、借地借家法（平成三年法律第九十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。  
借地借家法の施行期日は、平成四年八月一日とする。

御 名 御 璽

平成四年二月二十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

内閣総理大臣 宮澤 喜一  
法務大臣 田原 隆  
大蔵大臣 羽田 孜  
農林水産大臣 田名部匡省  
建設大臣 山崎 拓  
自治大臣 塩川正十郎

政令第二十五号

借地借家法の施行期日を定める政令

借地借家法と現行法の違い

	定期借地権	借地期間	解約できる正当な事由	確定期限の借家契約
現行法	規定はない。貸主に正当な解約の事由がなければ更新することが契約の前提	契約で定めることができる存続期間は堅固な建物なら30年、更新は30年ごと。木造の建物なら20年、更新は20年ごと	所有者自らその土地や建物を使用する必要がある場合	規定はない。正当事由がなければ契約は更新
新しい借地借家法	①存続期間50年以上の長期型②事業目的で10年以上20年以下の短期型③30年以上経過後に貸主が建物を買い取る約束をする建物買い取り型の三種類	最初の契約は一律30年とする。一回目の更新に限り20年、二回目の更新からは10年	貸主、借主が土地、建物が必要とする事情による。これまでの経緯、土地や建物の利用状況、建物（借家）の現況、貸主が支払う立ち退き料の金額などを考慮して判定する	転勤、療養などやむを得ない事情によって持ち家を貸す場合、期限付きで契約できる

現行の借地法と借家法を一本化、内容を五十年ぶりに全面改正した借地借家法が今年八月一日から施行されることが十八日、閣議決定された。一定契約期間が切れたら確実に貸主に土地が戻ってくる「定期借地権」を制度化することによって遊休地などの供給促進を図っている。一方、「土地は必ず戻ってくるという貸主の安心感から借主が支払う権利金が従来より安くなる可能性がある」（法務省民事局）。

またサラリーマンの一時転勤などに便宜を図るため、確定期限の借家契約を認めている。この場

合、期限は貸主、借主双方の合意によって自由に設定できる。

今後既存の契約を更新する際に、貸主が借主に対して定期借地権への切り替えを要求するケースが予想されるが、これは法的に無効。既存の契約は現行法で運用されるため、借地人に不利な特約は認められないからだ。また、借地権が父親から子供へ相続された場合、あるいは第三者へ譲り渡された場合も含め、既存契約は何度更新しても存続する。

■労働保険料の改訂について■

○労働省告示第六号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第十二条第五項の規定に基づき、雇用保険率を平成四年四月一日から一年間千分の十二・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

- 一 法第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）千分の十四・五
- 二 法第十二条第四項第三号に掲げる事業 千分の十五・五

平成四年二月十日

労働大臣 近藤 鉄雄

○労働省告示第七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十条第三項の規定に基づき、一般保険料額表を次のように定め、平成四年四月一日から一年間適用し、昭和五十四年労働省告示第八号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき一般保険料額表を定める等の件）は、平成四年三月三十一日限り廃止する。

平成四年二月十日

労働大臣 近藤 鉄雄

一 般 保 険 料 額 表

等 級	賃 金 額		被保険者負担一般保険料額	
			A	B
1	88,000円以上	92,000円未満	405円	495円
2	92,000円以上	96,000円未満	423円	517円
3	96,000円以上	100,000円未満	441円	539円
4	100,000円以上	104,000円未満	459円	561円
5	104,000円以上	108,000円未満	477円	583円
6	108,000円以上	112,000円未満	495円	605円
7	112,000円以上	116,000円未満	513円	627円
8	116,000円以上	120,000円未満	531円	649円
9	120,000円以上	124,000円未満	549円	671円
10	124,000円以上	128,000円未満	567円	693円
11	128,000円以上	132,000円未満	585円	715円
12	132,000円以上	136,000円未満	603円	737円
13	136,000円以上	140,000円未満	621円	759円
14	140,000円以上	145,000円未満	641円	784円
15	145,000円以上	150,000円未満	664円	811円
16	150,000円以上	155,000円未満	686円	839円
17	155,000円以上	160,000円未満	709円	866円
18	160,000円以上	165,000円未満	731円	894円
19	165,000円以上	170,000円未満	754円	921円
20	170,000円以上	175,000円未満	776円	949円
21	175,000円以上	180,000円未満	799円	976円
22	180,000円以上	186,000円未満	824円	1,007円
23	186,000円以上	192,000円未満	851円	1,040円
24	192,000円以上	198,000円未満	878円	1,073円
25	198,000円以上	204,000円未満	905円	1,106円
26	204,000円以上	210,000円未満	932円	1,139円
27	210,000円以上	216,000円未満	959円	1,172円
28	216,000円以上	223,000円未満	988円	1,207円
29	223,000円以上	230,000円未満	1,019円	1,246円
30	230,000円以上	238,000円未満	1,053円	1,287円
31	238,000円以上	246,000円未満	1,089円	1,331円
32	246,000円以上	255,000円未満	1,127円	1,378円
33	255,000円以上	264,000円未満	1,168円	1,427円
34	264,000円以上	274,000円未満	1,211円	1,480円
35	274,000円以上	284,000円未満	1,256円	1,535円
36	284,000円以上	295,000円未満	1,303円	1,592円
37	295,000円以上	306,000円未満	1,352円	1,653円
38	306,000円以上	318,000円未満	1,404円	1,716円
39	318,000円以上	330,000円未満	1,458円	1,782円
40	330,000円以上	343,000円未満	1,514円	1,851円
41	343,000円以上	356,000円未満	1,573円	1,922円
42	356,000円以上	370,000円未満	1,634円	1,997円
43	370,000円以上	384,000円未満	1,697円	2,074円
44	384,000円以上	399,000円未満	1,762円	2,153円
45	399,000円以上	414,000円未満	1,829円	2,236円
46	414,000円以上	430,000円未満	1,899円	2,321円
47	430,000円以上	447,000円未満	1,973円	2,412円
48	447,000円以上	465,000円未満	2,052円	2,508円

例 1 A欄は、雇用保険率が1,000分の12.5である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。  
 2 B欄は、雇用保険率が1,000分の14.5又は1,000分の15.5である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。

賃金額が88,000円未満又は465,000円以上の被保険者が負担すべき一般保険料の額は、その賃金額に1,000分の4.5（雇用保険率が1,000分の14.5又は1,000分の15.5である事業に雇用される被保険者にとっては、1,000分の5.5）を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

省 令

○労働省令第二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項、第十四条の二第一項、第二十条第一項第二号並びに第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成四年三月五日

労働大臣 近藤 鉄雄

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「同項第一号」を「第十八条第二項第一号」に、「第六条第五項に規定する算定基礎日額」を「第六条第一項から第四項までの規定による算定基礎年額を三百六十五で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）」に改める。

第十九条の二中「百分の七十七」を「百分の六十七」に、「百分の五十八」を「百分の五十一」に、「百分の七十四」を「百分の六十三」に改める。

第二十三条の三中「千分の十一」を「千分の十」に改める。

第三十五条の二中「百分の五十九」を「百分の五十」に、「百分の四十九」を「百分の四十三」に改める。

附則第一条の二を削り、附則第一条の三を附則第一条の二とする。

別表第一中 「

1000分の38
1000分の40

」 を 「

1000分の142
1000分の41

」 に、「1000分の95」を「1000分の99」に、「1000分の107」を「1000分の111」に、「1000分の129」を「1

000分の72」に、「1000分の33」を「1000分の32」に、「1000分の28」を「1000分の25」に、「1000分の35」を「1000分の34」に、「1000分の19」を「1000

分の18」に、「

1000分の23
1000分の17

」を「

1000分の22
1000分の16

」に、

「

貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の20
-----------------------------	----------

」を

「

貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の19
-----------------------------	----------

」に、

「1000分の56」を「1000分の53」に、「

農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の9
---------------	---------

」を「

農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11
---------------	----------

」に改める。

別表第二中 「

23%
26%

」を「

22%
24%

」に、「16%」を「17%」に、「45%」を「43%」に、「

その他の建設事業	26%
----------	-----

」を「

その他の建設事業	24%
----------	-----

」に改める。

別表第三中「（労災保険率）」の次に「（その率が法第12条第3項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）」を加える。

別表第五中「

労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業	1000分の48
------------------------	----------

」を「

労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業	1000分の52
------------------------	----------

」に、「1000分の17」を「1000分の18」に、「1000分の5」を「1000分の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- この省令は、平成四年四月一日から施行する。

## ■ 育児休業等に関する法律について ■

企業で働く労働者について、育児休業が法制化され、平成4年4月1日から施行されます。

### 育児休業等に関する法律の概要

- 1 1歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができます。
  - ・申出は、休業する期間を明らかにして行わなければなりません。
  - ・日々雇い入れられる者及び期間を定めて雇用される者は対象となりません。
  - ・専業主婦を配偶者とする労働者等については、あらかじめ労使協定が結ばれると対象から除外されます。
  - ・賃金を支払うかどうかをはじめとする休業期間中の労働者の待遇については労使のとりきめに任されますが、事業主はこれらをあらかじめ定め、明らかにしておくよう努めることが求められます。休業後の取扱いについても同様です。
  - ・事業主は、労働者の配置等の雇用管理や休業期間中の職業能力の開発向上等に工夫を行い、労働者の育児休業の申出や休業後の就業が円滑に行われるよう努めることが求められます。
  - ・事業主は、育児休業を申し出たこと又は実際に育児休業をしたことを理由として労働者を解雇することはできません。
- 2 事業主は、育児休業のほかに、1歳に満たない子を養育する労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければなりません。
  - ・措置の内容としては勤務時間の短縮が最も典型的な例となります。
- 3 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者についても、育児休業や他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置に準じた措置を講ずるよう努めることが求められます。

- 4 この法律は平成4年4月1日から施行されますが、常時雇用する労働者が30人以下の小規模事業所については、平成7年3月31日までの間適用が猶予されます。
- 5 この法律の施行のために必要な事項は、施行までの間に労働省令及び労働大臣の指針等において定められます。
- 6 この法律の施行機関は都道府県婦人少年室であり、一定の場合に労働大臣の指針に基づき助言、指導、勧告を行います。

### 育児休業奨励金

(この奨励金は、現行法制を前提としており、育児休業等に関する法律が施行される平成4年度分からは、見直しが予定されています。)

受給できる事業主は

次の条件のすべてに該当する事業主です。

- 1 次のような育児休業制度を新たに設けた事業主であること。
  - (1) 労働協約又は就業規則に定められていること。
  - (2) 子供が1歳に達するまでの間育児休業できるものであること。
  - (3) 利用できる女子労働者の範囲が著しく限られていないこと。
- 2 以上のような育児休業制度を実施し、その雇用する女子労働者について休業を認める事業主であること。
- 3 育児休業した女子労働者を当該休業開始の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用している事業主であること。

受給できる額は

▶ 育児休業を導入し、最初の育児休業者が生じた場合

中小企業 100万円(初年次60万円・2年次40万円)

大企業 80万円（初年次45万円・2年次35万円）

（注）育児休業制度を設けた日以後5年以内に、最初の育児休業者について支給申請することができなかった場合には、奨励金は支給されません。

▶ 3人目以降の育児休業者が生じた場合

中小企業 20万円  
（育児休業者1人当たり）  
大企業 15万円

（注）最初の育児休業者が育児休業を開始した日から2年を経過する日までの間を支給対象期間とし、この期間内の3人目以降の育児休業者を対象とします。

## ■ 事例研究 ■

# 会社設立と現物出資の証明費用

企画部 坂下 尊

平成3年4月1日から、商法と有限会社法が改正されて半年以上経過しており、実務要領もかなり会得されたものの、なかでも面倒なのが設立に際しての現物出資の取扱いだろうと思います。

株式会社も有限会社も総資本の5分の1、500万円までは裁判所の選任した検査役の調査報告書を要しないとされています。（商法173条の②、有限会社法12条の2の②）

しかし、目的たる財産が不動産である場合は（土地、建物、地上権、地役権、採石権）不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士証明が必要とされています。

つまり、鑑定士の鑑定と弁護士の証明費用を設立時に一般の設立費用のほか用意しなければならないわけです。

これを最低資本金で見ると、株式会社は1,000万円の5分の1、200万円の不動産。有限会社は300万円の5分の1、60万円の不動産以下のときに該当し、資本の額が多くなれば、当然に不動産の価額も多くなります。

日本弁護士連合会は、10月18日の理事会で、不動産を現物出資する場合の弁護士証明制度にかかわる手数料を、原則1件30万円とする旨の条項を、

報酬等基準規程に新設する件を審議（継続）しておりますので、（11月1日付日弁連新聞より）ほぼ、この額で決定を見るだろうと予想されます。

ほかに、ほぼ同額以上の不動産鑑定士の評価書作成手数料を要するものと考えられます。

従って、私共実務者は会社設立の現物出資の証明費用を最低でも60万円以上は予定して、依頼人に説明しなければならないこととなります。

そこで、そのほかの方法として考えられることは、検査役の調査を要しない旨の特例を受けない方法で、裁判所に検査役の選任申請をする方法で商法第173条①、有限会社法第12条の2①、現物出資をすることが、設立費用を軽減できるのではないかと考えます。

つまり、不動産などは、評価額の範囲内（固定資産評価額、路線価額、公示価額、等）ならば、証明も容易で、調査報告書に対する裁判所の認可も容易であろうと考えます。

また検査役も一般の私人で差支えない、（行政書士でも可能と思う）こととなっていますので、その報酬も高額にならないでしょう。

新法の応用的取扱いについて、実際に申請してみたいと考えます。

# 新・商法(会社法)

企画部理事 橋 本 雄 一

## はじめに

行政書士業務として専門業務のうちに、会社設立定款の作製とこれに伴う仕事は我々の専門業務であることは周知の事柄である。また、初心者にとっても勉強次第では仕事になる車庫証明と同じかもしれ無いと思いますが、それなりの基本を身につけておかないと顧客の要望に応じることはできません。商法の改正を機会に実務を中心にした解説を、シリーズとして提供し皆さんと一緒に勉強してまいりたいと思います。内容については、6回に分類して各号で連載の予定ですが、編集の都合等により連載にならない場合も、ありますので、あらかじめご了承ください。

## 第1号・会社とは

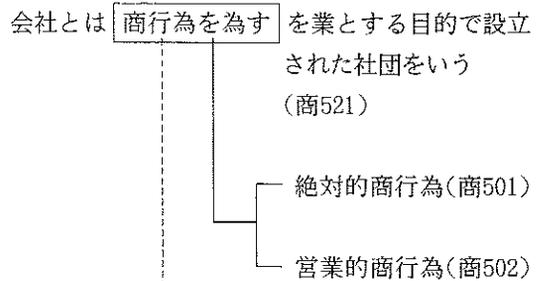
会社は、商人のうちで法人である商人である。私法上。法人は法律の定める手続きによらなければその設立は認められないとされている。(民33)逆に言うとな法人として設立が許されるには、法律上の設立手続きが定められている者に限られることになるが、営利社団法人たる会社として現行法上その設立が認められているものは、商法によってその設立手続きが認められるものは、合名会社(商62以下) 合資会社(商146以下) 株式会社(商165以下)と、有限会社法によって設立手続きが定められている有限会社の、4種類の会社である。従って、会社は4種類に限られることになる。

これら4種類の会社は、設立手続きは勿論、その社員や期間の構成が異なるので、その差異を正確に把握することが大切であります。

1. 会社の法律上の概念
2. 各種会社の基本的な差異については法律はどのように定めているか。

3. 各会社の社員構成、社員の員数、出資、機関構成に、どのような差異があるか。

### 〔1〕会社の定義



商行為以外の営利活動(民事会社、商法52Ⅱ)

### 〔2〕会社の社団性

会社は、人の私有団に法人格が付与され、かかる人的集団が、構成員の個別的法人格を超えて、団体そのものに独立した法人格が認められた存在である。(商52、541)

### 〔3〕会社の種類



法人は、法律に定める設立手続きを實踐することにより、その法人格の取得が認められるので(民法33参照)現行法上いかなる種類の会社が設立を許容されるのかは、法律が如何なる会社の設立手続きを定めているかによって、規制される。

現行法上、営利社団法人たる会社としては、商法上、合名会社、合資会社、株式会社の設立手続きが、有限会社法による有限会社の設立手続きが規

## 業 務 資 料

定されていることから、会社としては、この4種類が存在する。

(この会社の種類別は、会社を構成する社員の法律上の地位の差異に基づくものとされている。)

合名会社は、無限責任社員をもって構成される会社であり(商80)、合資会社は、無限責任社員と有限責任社員の2種類の社員をもって構成される会社である。株式会社と有限会社とは、いずれも、有限責任社員のみをもって構成される会社である点では同様であるが、有限会社は小人数による閉鎖的な構成を採っている点において株式会

社との差異がある。

ここで言う社員の責任とは、会社が対外的債権者に負担する会社債務についての弁済責任を意味し、「無限責任」とは、自己の個人資産をあげて会社債務を弁済しなければならない責任を云い「有限責任」とは、その弁済責任が債務額に比して限定されており、合資会社の有限責任社員は、出資の引受価額に(商157I)、株式は株式の引受価額に(商200I)、有限会社の社員は出資の金額に(有17)その弁済の責任が限定されている。

### 〔4〕会社の種類と差異

	合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社
社員構成	無限責任社員のみで構成	無限責任社員と有限責任社員とで構成	有限責任社員足る株主で構成	有限責任社員のみで構成
会社債務に対する社員の責任	直接 連帯 無限 (商80 I)	①無限責任社員 直接 連帯 無限 (商147, 80 I) ②有限責任社員 直接 連帯 有限 (商157 I)	間接 個別 有限 (商200 I) *株式の引き受け価格を限度とする。 有限責任	間接 個別 有限 (有17) *出資の金額を限度とする。 有限責任
設立時の社員の員数	2名以上たることを要する。	無限責任社員と有限責任社員各1名以上	1名でも足りると解されている	1名でも足りると解されている
最低資本額	資本の制度を採用せず	左記に同じ	1000万円を下る事が出来ない (商168の4)	300万円を下る事ができない (有9)

業 務 資 料

出資1口の金額	定め無し	定め無し	設立時のみ5万円以上 (商166 I、168の3)	5万円以上(有10)
出資の種類	金銭、その他の財産、労務、信用、(商89)	①無限責任社員 金銭、その他の財産、労務、信用 (商147、89) ②有限責任社員 金銭、その他の財産 (商150)	原則 金銭 例外 金銭以外の財産でも現物出資としてなしうる。法上の要件を充足することを要する (商163 I⑤、173、280の8)	原則 金銭 例外 金銭以外の財産でも現物出資として可。法上の要件を充足する事を要する (有7I、49 I)
社員たる地位の譲渡性	他の社員全員の同意 (商73)	①無限責任社員 他の社員全員の同意 (商147、73) ②有限責任社員 無限責任社員全員の承諾 (商154)	譲渡自由(商204 I) 但し、定款に規定を設ければ譲渡とに取締役会の承認を要することも可 (商204 I 但書)	①他の社員に対する譲渡は自由 ②社員以外の者への譲渡は社員総会の承認を要する (有191、I)
社員の地位の相続性	相続性無し (商85③) 但し、精算中の会社では (商144)	①無限責任社員 相続性無し (左に同じ) ②有限責任社員 相続性あり (商1611)	相続性あり (民896本)	相続性あり (有8 I 参照)
業務執行の決定と執行	①総社員の過半数の賛成で決定 (商68、民670 I) ②各社員が業務執行権を有する。 (商70) *定款上業務執行権を1部社員に限定可	①無限責任社員 の過半数の賛成で決定 (商151、II) ②各無限責任社員が業務執行権を有する*定款により業務執行社員を一部の無限責任社員に限定可	①原則として取締役会の決議による。 (商260) ②代表取締役が業務執行権を有する。	①取締役の過半数の賛成で決定 (有26) ②各取締役が業務執行権を有する。 (有26) *定款で業務執行権を一部の取締役に限定可

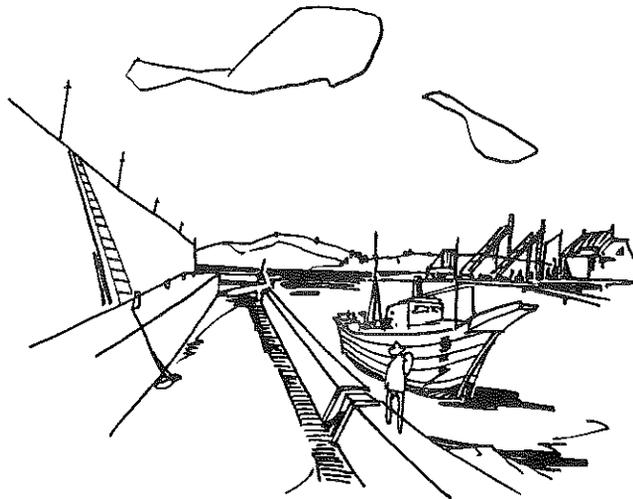
業 務 資 料

会社代表権	原則 業務執行社員 であれば各自代 表権あり (商76) *特例 定款または総社 員の同意によ り、業務執行社 員中一部の者に 会社代表者を限 定できる (商76、但)	原則 左に同じ (商156)  *特例  左に同じ  (商147、76但)	代表取締役 (商261)	原則 各取締役が会社を代 表する(有27Ⅱ) *特例 定款または社員総会の 決議あるいは定款の規 定により取締役の互選 により、会社を代表す る取締役を限定でき る。(有27Ⅰ)
取締役	なし	なし	必要的 3名以上 (商255)	必要的 1名以上 (有251)
監査役	なし	なし	必要的 1名以上 (商273) 但し、大会社では2名 以上で互選により常勤 監査役の選任が必要で ある。 (監特18)	任意的、定款で選任を 定めたときに限る。 (有331)
定款変更	総社員の同意 (商72)	総社員の同意 (有限責任社員 を含む商147、 72)	株主総会の特別決議 (商343)	社員総会の特別決議 (有47)
解散事由	①定款に定めた 解散  事由の発生  ②総社員の同意  ③合併	①定款に定めた 解散  事由の発生  ②総社員の同意  ③合併	①定款に定めた解散  事由の発生  ②株主総会での解散決 議  決議	①定款に定めた解散  事由の発生  ②社員総会での解散決 議  決議

	④社員が1人となったこと  ⑤破産 ⑥解散を命じる裁判 (商94)	④無限責任社員全員の退社、又は有限責任社員全員の退社  ⑤破産 ⑥解散を命じる裁判 (商147、94、162、I)	③合併  ④破産 ⑤解散を命じる裁判 (商404)	③合併  ④破産 ⑤解散を命じる裁判 (有69、I)
合併手続	総社員の同意 (商98 I)	総社員の同意、(含む有限責任社員) (商147、98 I)	株主総会の特別決議 (商408 I IV)	社員総会の特別決議 (有59 I、60 IV)
清算	法定清算・任意清算いずれも可 (商117、120)	法定清算・任意清算いずれも可 (商147、117、120)	任意清算は認められず、法定清算若しくは特別清算 (商417、431)	法定清算のみ、任意清算も特別清算の制度もない。 (有72)

- 注・1. 商法第18条＝(商18)で示す。  
 2. 有限会社法第12条＝(有12)で示す。  
 3. \*は定款で定めた場合などで特記事項として説明を要するもの。

表〔1〕は前段での説明を表にしたもので定款の作成に当たってのチェックリストとして利用したり、依頼者との打合せに使用すると便利です、利用方法等を工夫すればより有効に使用できると思います。次回は更に法人について勉強しましょう。



# お知らせ

## 平成3年度行政書士試験結果(北海道分)

### 1 平成3年度行政書士試験結果

( )内は平成2年度行政書士試験結果

		道全体	札幌会場	函館会場	旭川会場	釧路会場
出願者数		1291人 (1191)	856人 (787)	87人 (79)	207人 (172)	141人 (132)
受験者数	一般常識・法令(A)	1064 (984)	700 (648)	74 (66)	171 (144)	119 (111)
	論 述	1061 (978)	698 (643)	74 (66)	171 (142)	118 (110)
受験率	一般常識・法令	82.4% (82.6)	81.8% (82.3)	85.1% (83.5)	82.6% (83.7)	84.4% (84.1)
	論 述	82.2 (82.1)	81.5 (81.7)	85.1 (83.5)	82.6 (82.6)	83.7 (83.3)
合格者数(B)		102人 (73)	82人 (57)	7人 (1)	6人 (9)	7人 (9)
合格率(B/A)		9.6% (7.5)	11.7% (8.9)	9.5% (1.5)	3.5% (6.3)	5.9% (8.1)

### 2 過去4年の行政書士試験結果

	出願者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
昭62年度	945人	784人	83.0%	97人	12.4%
昭63年度	994	828	83.3	93	11.2
平元年度	1040	869	83.6	84	9.7
平2年度	1191	984	82.6	73	7.4

### 3 その他

- (1) 試験実施日 平成3年10月27日(日)
- (2) 試験地 札幌市、函館市、旭川市及び釧路市
- (3) 試験科目 一般常識・法令試験及び論述試験
- (4) 合格発表日 平成4年1月17日(金)

## 会費の納入についてお願い

平成3年度第4期分(4年1月~3月)の会費納入期限は4年1月末日となっており、すでに納期限が過ぎております。未納の方は至急納入されますようお願いいたします。

なお、納期限を気にすることのない、郵便貯金からの自動払込みを採用しておりますので是非利用してください。本会に通帳の記号・番号をご連絡いただきますと「自動払込利用申込書」を送付いたします。

## 平成3年の業務に係る年計報告の提出について

平成3年の業務に係る「年計報告」の用紙を1月号会報に同封してあります。提出期限は3月31日でありますので、必ず提出して下さい。ただし、平成3年中に入会した会員は報告を要しません。

## 総会日程について

平成4年度 定時総会  
 と き 平成4年5月30日(土)  
 ところ ホテル アカシヤ  
 札幌市中央区南12条西1丁目西向

## ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
空 知	3,207	佐藤 頼男	3.11.4
札幌(中)	139	鈴木 次男	3.12.26
函 館	1,476	佐藤 巧	4.1.4
"	2,842	佐谷 健一	4.2.23
旭 川	3,202	中村 鉄夫	4.3.5
根 室	667	富樫 正伸	4.3.14

## ＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
3. 12. 24	会則等検討委員会	15:00～17:00	本会会議室
12. 25	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	同 上
12. 26	官公署等年末挨拶廻り	13:00～14:30	
3. 12. 29 4. 1. 3	年末年始休日		
4. 1. 4	新年仕事始め		
1. 8	第5回正副会長会	13:00～17:00	本会会議室
1. 8	(正副会長 官公署等新年挨拶廻り)		
1. 16	第2回車庫証明対策特別委員会	13:00～17:30 17:40～21:00	警察共済エルム会館 本会会議室
1. 17	全道支部車庫証明業務実務者会議	10:00～17:00	警察共済エルム会館
1. 22	行政手続法調査研究委員会	15:00～17:00	本会会議室
1. 30	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	同 上
2. 6 7	第3回支部長会	13:00～17:00 10:00～12:00	北農健保会館
2. 6	行政手続法調査研究委員会	16:30～19:00	同 上
2. 7	行政手続法研修会	13:00～16:00	同 上
2. 21	会則等検討委員会	13:00～15:00	本会会議室
2. 27	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	同 上
3. 6	第3回経理部会	13:30～17:00	同 上

## ＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：( )は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	3. 12. 12	経済センタービル9F 第1、第2研修室	建設業財務諸表(決算書)の作成	北海学園大学経済学部 教授 阿座上洋吉	(592) 71	一般
	4. 1. 14	かでの2・7 520研修室	改正借地・借家法について	札幌支部 理事 板垣 俊夫	(593) 35	"

支部	月日	場所	研修科目	講師	受者 講数	研修 種別
函館	3.12.17	五島軒駅前店	年金のしくみ、健康保険の要点について	函館社会保険事務所 年金給付課長 川瀬 信義 業務第2課長 佐藤 靖夫	(152) 22	"
	4.1.25	パークホテル	商法改正による増資と組織変更等について	函館支部 会 員 菊地亀之助	(149) 30	"
	4.2.10	五島軒駅前店	交通事故と自賠責請求手続について	函館支部 理 事 久末 示	(149) 20	"
空知	4.1.31	岩見沢市民会館	行政書士としての心得及び基準報酬並びに行政書士の業務	空知支部 支部長 新川 司 支部副長 新川 邦雄	(8) 5	新入 会員
	4.2.1	同上	新借地・借家法	空知支部 支部長 新川 司	(109) 22	一般
	4.2.15	ホテルスエヒロ	民法(債権)その2	札幌支部 理 事 板垣 俊夫	(108) 11	"
旭川	3.12.6	旭川市勤労者福祉会館	民法(相続法)	司法書士 進藤 雅仁	(128) 18	"
	3.12.6	同上	建設業会計実務	旭川支部 支部長 山口 喜義	(128) 17	"
網走	3.9.24	北見ロイヤルホテル	建設会計基礎業務 会計決算業務A試算書作成	北海学園大学経済学部 教 授 阿座上洋吉	(102) 20	"
	3.10.3	同上	就業規則書類作成及び業務のポイントについて	北見労働基準監督署 小野第一課長	(110) 20	"
	3.10.15	北見市民会館	建設会計勘定残高と整理及び会社決算と申告	北海学園大学経済学部 教 授 阿座上洋吉	(102) 18	"
	3.11.19	同上	会社の決算と申告実例(B) 精算書・貸借対照表及び損益計算書の作成 法人税等の解説	同上	(102) 17	"
室蘭	4.1.18	北海ホテル	厚生年金業務	室蘭支部 支部長 柴田 政夫	(50) 16	"
	4.2.15	室蘭市中小企業 センター	地方自治法の一部改正(地縁団体)に伴う業務	同上	(48) 17	新入 会員
十勝	3.12.14	帯広百年記念館	新入会員の心構えについて	十勝支部 支部長 堀口登志雄 支部助言者 斎藤 英雄	(10) 4	一般
	3.12.21	同上	有限会社の定款作成	十勝支部 理 事 瀬尾 肇仁	(135) 18	"
	4.1.18	同上	有限会社設立の実務	同上	(134) 19	"
根室	3.10.19	ホテル ニューねむろ	国有地の売却・貸付等の申請手続きについて	根室支部 支部長 小牛田 清	(20) 11	一般
	3.10.26	根室グランドホテル (道東4支部合同研修会)	公正証書作成嘱託手続と各種契約書の作成及び建設業業務の実務と応用について	十勝支部 会 員 坂下 尊 釧路支部 会 員 辰尾 征良	(86) 39	"
	3.12.16	中標津町商工会館	相続税について	税 理 士 郷 侑志	(19) 11	"

# 平成2年年計報告の分析結果

平成2年の年計報告は、会員の皆さんの御理解と御協力によって提出率は87.1%となりましたが、昭和63年から向上しておりました提出率が、平成2年はやや下降気味であります。

なお、正確な分析を図りたいので、今後とも一層の御協力をお願いします。

昭和61年から平成2年までの年計報告提出状況

年区分	提出該当者数	提出者数	提出率
61	1,457人	1,334人	91.6%
62	1,442	1,285	89.1
63	1,438	1,313	91.2
元	1,405	1,281	91.2
2	1,365	1,189	87.1

## 平成2年年計報告提出者状況調べ

区分	提出義務者	提出者					義務のあった人					義務のなかった人			
		専業	兼業	計A	提出率	前年度提出率	専業	兼業	計B	割合B/A	専業	兼業	計C	割合C/A	
札幌	528	186	251	437	82.8	86.3	147	191	338	77.3	39	60	99	22.7	
函館	136	56	64	120	88.2	92.8	44	53	97	80.8	12	11	23	19.2	
小樽	62	17	39	56	90.3	92.3	17	34	51	91.1	0	5	5	8.9	
空知	99	35	54	89	89.9	96.2	29	51	80	89.9	6	3	9	10.1	
旭川	118	52	55	107	90.7	94.3	39	48	87	81.3	13	7	20	18.7	
留萌	16	9	7	16	100.0	100.0	9	7	16	100.0	0	0	0	0	
宗谷	11	5	6	11	100.0	90.9	2	5	7	63.6	3	1	4	36.4	
網走	99	37	48	85	85.9	97.1	32	40	72	84.7	5	8	13	15.3	
室蘭	48	23	22	45	93.8	98.1	20	20	40	88.9	3	2	5	11.1	
苫小牧	42	15	24	39	92.9	95.7	12	17	29	74.4	3	7	10	25.6	
日高	16	7	9	16	100.0	100.0	7	9	16	100.0	0	0	0	0	
十勝	119	40	69	109	91.6	93.7	33	60	93	85.3	7	9	16	14.7	
釧路	54	23	23	46	85.2	91.1	21	21	42	91.3	2	2	4	8.7	
根室	17	6	7	13	76.5	73.7	5	5	10	76.9	1	2	3	23.1	
合計	1,365	511	678	1,189	87.1	91.2	417	561	978	82.3	94	117	211	17.7	

平成2年年計報告集計表（専 業 者）

業務 区分  支部名	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 額 率
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		労 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
札 幌	347,968	643,964	2,241	99,309	229	5,245	2,141	64,912	181	3,433	1,752	70,472	4,302	105,972	50,591	43,854	409,405	1,037,161	47.1	50.8
函 館	59,229	38,593	702	30,308	21	502	592	12,203	264	6,479	236	5,314	4,149	74,570	573	7,794	65,766	175,763	7.5	8.6
小 樽	147	844	343	10,817	4	181	133	2,825	10	318	976	14,984	4,130	23,542	101	1,416	5,844	54,927	0.7	2.7
空 知	6,215	20,154	327	34,236	1	22	363	5,555	294	7,688	684	20,435	89	2,080	180	3,713	8,153	93,883	0.9	4.6
旭 川	5,925	16,831	617	22,855	52	289	912	11,142	181	3,573	398	12,625	469	8,716	556	3,603	9,110	79,634	1.0	3.9
留 萌	48	380	190	3,932	7	112	980	7,057	97	3,776	186	5,222	19	195	314	1,922	1,841	22,596	0.2	1.1
宗 谷	174	425	2	26	1	4	15	197	1	15	2	35	0	0	2	9	197	711	0.1	0.1
網 走	21,626	28,426	542	20,732	9	160	429	8,230	175	3,342	1,051	37,084	40	840	312	4,323	24,184	103,137	2.8	5.1
室 蘭	80,219	92,185	210	6,957	29	477	270	4,246	45	535	59	2,280	111	1,309	20	239	80,963	108,208	9.3	5.3
苫 小 牧	1,448	4,678	714	16,173	1	25	17	581	4	28	84	2,978	10	45	24	654	2,302	25,162	0.3	1.2
日 高	262	1,441	67	1,547	2	71	124	1,211	156	3,487	19	216	25	174	61	569	716	8,716	0.1	0.5
十 勝	106,037	99,686	827	22,694	4	69	235	3,572	374	7,054	418	10,137	2,098	7,180	651	10,173	110,644	160,565	12.7	7.9
釧 路	148,114	126,648	221	6,822	26	1,523	328	4,251	47	1,115	201	10,748	625	9,799	176	3,817	149,738	164,723	17.2	8.1
根 室	41	247	17	689	0	0	28	205	13	652	2	34	0	0	15	49	116	1,876	0.1	0.1
計	777,453	1,074,502	7,020	277,097	386	8,680	6,567	126,187	1,842	41,495	6,068	192,544	16,067	234,422	53,576	82,135	868,979	2,037,062	100.0	100.0
業務別の率 %	89.4	52.7	0.8	13.6	0.1	0.4	0.8	6.2	0.2	2.1	0.7	9.5	1.9	11.5	6.1	4.0	100.0	100.0		
前年の業務 別の率 %	90.9	52.4	0.8	14.2	0.1	0.5	0.8	6.8	0.2	1.9	0.6	9.0	1.3	11.1	5.3	4.1	100.0	100.0		

## 平成 2 年年計報告集計表 (兼 業 者)

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率		
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		労 務		そ の 他		合 計					
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額				
支 部 名	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	%	%
札 幌	9,746	49,857	2,755	91,882	74	874	2,042	53,975	397	8,478	1,814	112,189	2,928	79,769	855	11,345	20,611	408,369	27.0	34.1		
函 館	3,293	10,868	540	19,018	42	1,213	861	15,949	561	10,790	219	6,534	87	2,322	217	1,825	5,820	68,519	7.6	5.7		
小 樽	92	536	644	40,231	6	308	155	6,230	100	2,543	1,364	29,722	495	18,092	108	1,360	2,964	99,022	3.9	8.3		
空 知	15,325	29,666	1,458	46,160	5	219	261	3,754	1,007	29,890	136	7,572	306	3,733	343	3,182	18,841	124,176	24.7	10.4		
旭 川	3,390	19,248	536	26,610	5	140	702	10,505	734	17,438	465	20,612	771	10,631	281	1,964	6,884	107,148	9.0	8.9		
留 萌	65	604	53	2,182	0	0	226	4,512	7	98	10	344	0	0	245	1,954	606	9,694	0.8	0.8		
宗 谷	4,205	7,540	432	13,057	2	20	3	75	1	5	4	105	71	358	11	116	4,729	21,276	6.2	1.8		
網 走	676	3,061	634	27,255	1	22	707	5,526	498	10,181	460	41,080	545	7,209	249	5,543	3,770	99,877	5.0	8.3		
室 蘭	509	3,366	310	9,739	0	0	159	2,391	75	690	21	380	67	693	17	149	1,158	17,908	1.5	1.5		
苫 小 牧	103	787	496	17,897	0	0	124	5,583	0	0	135	16,243	275	33,500	36	909	1,169	74,919	1.5	6.3		
日 高	58	333	428	11,088	0	0	435	6,439	204	5,557	1	60	3	32	25	283	1,154	23,792	1.5	2.0		
十 勝	168	922	1,744	47,842	2	127	491	7,529	505	8,931	222	7,198	1,116	26,725	362	2,598	4,610	101,872	6.0	8.5		
釧 路	2,458	6,370	247	7,189	76	2,095	577	8,290	43	1,092	94	2,368	281	5,528	55	853	3,831	33,785	5.0	2.8		
根 室	9	134	54	2,875	1	21	15	291	2	50	73	1,836	38	1,585	25	120	217	6,912	0.3	0.6		
計	40,097	133,292	10,331	363,025	214	5,039	6,758	131,549	4,134	95,743	5,018	246,243	6,983	190,177	2,829	32,201	76,364	1,197,269	100.0	100.0		
業 務 別 の 率 %	52.5	11.1	13.5	30.3	0.3	0.4	8.9	11.0	5.4	8.0	6.6	20.6	9.1	15.9	3.7	2.7	100.0	100.0				
前 年 の 業 務 別 の 率 %	36.6	7.8	18.1	34.7	0.3	0.5	10.1	10.4	6.1	7.8	8.6	22.2	15.7	13.5	4.5	3.1	100.0	100.0				

平成 2 年年計報告集計表 (合 計)

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
支 部 名	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	%	%
札 幌	357,714	693,821	4,996	191,191	303	6,119	4,183	118,887	578	11,911	3,466	182,861	7,230	185,741	51,446	55,199	430,016	1,445,530	45.4	43.7
函 館	621,522	49,461	1,242	49,326	63	1,715	1,453	28,152	825	17,269	455	11,848	4,236	76,892	790	9,619	71,586	244,282	7.6	7.2
小 樽	239	1,380	987	51,048	10	489	288	9,055	110	2,861	2,340	44,706	4,625	41,634	209	2,776	8,808	153,949	0.9	1.6
空 知	21,540	49,820	1,785	80,396	6	241	624	9,309	1,301	37,578	820	28,007	395	5,813	523	6,895	26,994	218,059	2.8	1.8
旭 川	9,315	36,079	1,153	49,465	57	429	1,614	21,647	915	21,011	863	33,237	1,240	19,347	837	5,567	15,994	186,782	1.7	1.2
留 萌	113	984	243	6,114	7	112	1,206	11,569	104	3,874	196	5,566	19	195	559	3,876	2,447	32,290	0.3	0.3
宗 谷	4,375	7,965	434	13,083	3	24	18	272	2	20	6	140	71	358	13	125	4,926	21,987	0.5	0.3
網 走	22,302	31,487	1,176	47,987	10	182	1,136	13,756	673	13,523	1,511	78,164	585	8,049	561	9,866	27,954	203,014	3.0	2.6
室 蘭	80,728	95,551	520	16,696	29	477	429	7,137	120	1,225	132	2,640	178	2,002	37	388	82,121	126,116	8.7	8.4
苫 小 牧	1,551	5,465	1,210	34,070	1	25	141	6,164	4	28	219	19,221	285	33,545	60	1,563	3,471	100,081	0.4	0.5
日 高	320	1,774	495	12,635	2	71	559	7,650	360	9,044	20	276	28	206	86	852	1,870	32,508	0.2	0.2
十 勝	106,205	100,608	2,571	70,536	6	196	726	11,101	879	15,985	659	17,335	3,214	33,905	1,013	12,771	115,254	262,437	12.2	15.7
釧 路	150,572	133,018	468	14,011	102	3,618	905	12,541	90	2,207	295	13,116	906	15,327	231	4,670	153,569	198,508	16.2	16.5
根 室	50	381	71	3,564	1	21	43	496	15	702	75	1,870	38	1,585	40	169	333	8,788	0.1	0.0
計	817,550	1,207,794	17,351	640,122	600	13,719	13,325	257,736	5,976	137,238	11,086	438,787	23,050	424,599	56,405	114,336	945,343	3,234,331	100.0	100.0
業務別の率 %	86.4	37.3	1.8	19.8	0.1	0.4	1.4	8.0	0.6	4.3	1.2	13.6	2.5	13.1	6.0	3.5	100.0	100.0		
前年の業務別の率 %	86.9	36.0	2.1	21.7	0.1	0.5	1.5	8.1	0.6	4.1	1.2	13.9	2.4	12.0	5.2	3.7	100.0	100.0		

車庫証明業務調

区分	63年			元年			2年			比較(2年-元年)			1件あたりの報酬額		
	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	取扱人数	件数	報酬額	62年	63年	元年
札幌	43	16,048	74,114,483	46	20,476	94,204,149	49	29,550	136,181,624	3	9,074	41,977,475	4,618	4,601	4,609
函館	21	9,275	14,539,520	23	20,058	14,643,072	22	29,240	19,084,450	△1	9,182	4,441,378	1,568	730	※653
小樽	8	162	915,350	6	228	1,300,850	8	216	1,206,268	2	△12	△94,582	5,650	5,705	※5,585
空知	17	1,937	8,320,490	15	2,415	10,791,097	14	3,452	16,080,674	△1	1,037	5,289,577	4,296	4,468	4,658
旭川	18	2,545	11,179,070	20	3,895	20,065,410	25	4,950	25,252,616	5	1,055	5,187,206	4,393	5,152	※5,102
留萌	6	59	598,450	5	102	598,975	7	110	895,283	2	8	296,308	10,143	5,872	8,139
宗谷	5	3,950	7,269,360	4	1,848	3,975,800	4	4,359	7,825,020	0	2,511	3,849,220	1,840	2,151	※1,795
網走	18	1,392	4,210,160	28	2,126	6,798,250	22	2,083	6,248,038	△6	△43	△550,212	3,025	3,198	※3,000
室蘭	11	1,616	10,539,140	12	2,052	13,076,114	10	2,297	16,256,457	△2	245	3,180,343	6,522	6,372	7,077
苫小牧	8	868	3,508,700	8	468	2,022,300	9	838	4,182,000	1	370	2,159,700	4,042	4,321	4,990
日高	3	245	1,056,550	4	261	1,282,744	5	260	1,277,520	1	△1	△5,224	4,312	4,915	※4,914
十勝	15	32,170	30,229,500	16	34,718	34,134,890	15	32,112	32,619,250	△1	△2,606	△1,515,640	940	983	1,016
釧路	16	5,961	11,052,145	14	5,483	12,304,660	15	6,813	15,956,150	1	1,330	3,051,490	1,854	2,244	2,254
根室	3	13	76,160	4	29	196,000	5	38	246,100	1	9	50,100	1,719	6,759	※6,476
合計	192	76,241	177,609,078	205	94,159	215,394,311	210	116,318	282,711,450	5	22,159	67,317,139	2,330	2,288	2,431

(※前年対比減)

# 日政連北海道支部だより

## 政連の会費を納めましょう

### 「政治連盟は行政書士の利益を めざして活動しています」

日行連の目的を達成するためには政治活動が必要で、このため日政連が結成されたわけです。日政連が進める政治活動は100%行政書士のためのものであり、日政連はこのように日行連とは表裏一体のものであります。

現代社会は政治とのかかわりがなければ法改正も、職域確保も、充分になしえないのが実状です。日政連の使命はますます重大であるといわねばなりません。

従って、機会あるごとに政連の活動を充分認識頂き、協力を得ますことをお願いしているところでありますが、未だ会費の御送金が遅れている方が見受けられますことは残念なことであります。

払込用紙は、会報9月号に同封して送付していますが、紛失されました方は御一報願います。

○年 会 費 3,000円

振替貯金口座 小樽4-2424

日本行政書士政治連盟北海道支部長 日向寺 正幸

## 編集後記



東大の宇賀先生を迎えて「行政手続法」研修会が好評のうちに終了した。

国民や我々にとっても、様々な意味で時代を画する法律となると思われる。暴力団対策法にいたしましても、新法が施行されてからにわかに国民の関心が高まって来る状況がある。

「行政手続法」の国民生活に与える大きな影響を考えると、法律が出来あがる以前から、国民のコンセンサスを形造ってゆかねばならない。

我々は国民と行政の間のパイプ役として、この法律について国民に対し、今だからこそ広くアピールし、国民の一人一人がこの法律の重要性を認識していただくよう努力することが肝要だと思料する。

<山本隆一>

'92. 3. 第189号 平成4年3月25日発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 坂 下 尊  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 (有)酒井印刷所  
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138  
郵便番号 060  
取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)  
北海道銀行本店(当 19116)  
北洋銀行本店(普0742651)  
札幌銀行本店(普 389444)  
振替口座 小樽3-8224番